

市ヶ谷地区における有線通信関係業務の所掌区分等に関する訓令を次のように定める。  
昭和35年9月30日

防衛庁長官 江崎真澄

市ヶ谷地区における有線通信関係業務の所掌区分等に関する訓令

改正 昭和37年11月 1日庁訓第 73号 平成20年 3月30日省訓第 12号  
昭和38年 4月 1日庁訓第 13号 平成21年 7月29日省訓第 48号  
昭和57年 4月30日庁訓第 19号 平成27年10月 1日省訓第 39号  
昭和59年 2月18日庁訓第 6号 令和 4年 3月16日省訓第 19号  
平成 9年 6月30日庁訓第 31号 令和 5年 6月29日省訓第 56号  
平成12年 4月25日庁訓第 64号  
平成13年 1月 6日庁訓第 2号  
平成14年 3月27日庁訓第 19号  
平成18年 3月27日庁訓第 12号  
平成18年 7月28日庁訓第 83号  
平成19年 1月 5日庁訓第 1号  
平成19年 8月30日省訓第145号

(目的)

第1条 この訓令は、市ヶ谷地区（東京都新宿区市谷本村町に所在する防衛省の施設をいう。次条において同じ。）における有線通信関係業務（省内放送に関する業務を含み、中央指揮システム（中央指揮システムの維持及び管理に関する訓令（昭和59年防衛庁訓令第6号）第2条第7号に規定する中央指揮システムをいう。）に係る業務を除く。以下同じ。）について、その所掌区分等を定めることを目的とする。

(業務の所掌区分)

第2条 市ヶ谷地区における有線通信関係業務の所掌区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 加入電話（電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下この条において同じ。）が設置する交換設備と防衛省が指定する場所との間の電気通信回線を用いて電気通信事業者から防衛省に対する電気通信役務の提供を受けることができる電話をいう。次号において同じ。）の各機関等（防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、自衛隊情報保全隊、自衛隊サイバー防衛隊、情報本部、防衛監察本部及び防衛装備庁をいう。以下同じ。）に対する配分は、大臣官

房会計課において所掌する。

- (2) 加入電話の設置に関する手続は、各機関等において所掌する。
- (3) 各機関等以外の者が電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けるために用いられる専用通信回線（各機関等以外の者が指定する区間において電気通信事業者が設定する電気通信回線であって、専ら各機関等以外の者の用に供するものをいう。）に接続される端末機器の設置に関する防衛省本省の内部部局以外の者からの調整の依頼の受付及び防衛省本省の内部部局の関係課への当該依頼の伝達は、整備計画局サイバー整備課において所掌する。
- (4) 各機関等との間の通信を行うために当該各機関等が共同で使用する有線電気通信ネットワーク（各機関等の計画により構成されたものを除く。）の使用に関する調整は、整備計画局サイバー整備課において所掌する。
- (5) 省内放送は、自衛隊の通信実施の基準に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第6号）第5条に規定する発信権者が行うものとし、その全般の調整は、大臣官房文書課において所掌する。
- (6) 第1号から第5号までに定める業務以外の業務及び第1号から第5号までに定める業務に係る実施業務については、陸上幕僚長が実施する。ただし、海上自衛隊又は航空自衛隊の通信所内における有線通信関係業務については、海上幕僚長又は航空幕僚長が実施するものとし、陸上自衛隊以外の各機関等に属する一斉指令装置等の特殊なものの業務については、各機関等の長がそれぞれ陸上幕僚長と協議して実施するものとする。

（委任規定）

第3条 前条第6号に規定する業務の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長が定めるものとする。

附則

この訓令は、昭和35年9月30日から施行する。

附 則（昭和37年11月1日庁訓第73号）（抄）

1 この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則（昭和38年4月1日庁訓第13号）

この訓令は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日庁訓第19号）

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（昭和59年2月18日庁訓第6号）（抄）

1 この訓令は、昭和59年3月1日から施行する。

附則（平成9年6月30日庁訓第31号）

この訓令は、平成9年7月1日から施行する。

附則（平成12年4月25日庁訓第64号）（抄）

- 1 この訓令は、平成12年4月28日から施行する。
- 2 檜町地区（東京都港区赤坂9丁目に所在する防衛庁の施設をいう。）における有線通信関係業務の所掌区分等については、なお従前の例による。

附則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附則（平成14年3月27日庁訓第19号）（抄）

- 1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附則（平成20年3月25日省訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附則（平成21年7月29日省訓第48号）

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附則（令和2年2月28日省訓第4号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年3月1日から施行する  
（市ヶ谷地区における有線通信関係業務の所掌区分等に関する訓令の一部改正）
- 2 市ヶ谷地区における有線通信関係業務の所掌区分等に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第7号」を「第2条第4号」に改める。

附則（令和4年3月16日省訓第19号）

- 1 この訓令は、令和4年3月17日から施行する。

附則（令和5年6月29日省訓第56号）

- 1 この訓令は、令和5年7月1日から施行する。